

Title	国家と政治：選擇理論による分析
Sub Title	The state and politics : a choice theoretic approach
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.5 (1988. 5) ,p.215- 238
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部政治学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880528-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国家と政治—選擇理論による分析

田 中 宏

問題の所在と分析視角

「国家とは社会生活を営む上で人々にルールを強制的に遵守させるための社会的装置であり、政府とはその装置を管理する組織である。」⁽¹⁾ これはミーゼスの言であるが、この主張が成立するには国家が国内のあらゆる集団の中でもっとも強力であるのはなぜかが明らかにされなくてはならない。この問題の究明が筆者の関心事である。

ダウنزによると、「政府とは社会の究極的な権力の存する唯一の場である。それはその意思決定に他のすべてのグループを服せしめるよう強制できるが、逆に他のグループは政府を強制できない。したがって政府の、社会における最小限の機能はその強制力を駆使して国内の論争に最終的な結着をつけることではなくてはならない。」⁽²⁾

国家と政府についてミーゼスの規定に従うとすれば、ダウنزのいう政府を国家と読み換えてもよい。そのダウنزの文言の中でもっとも重要なのは、国家がその意思決定に国内の他のグループをして服せしめるよう強制できると

いう下りである。この下りをどう理解するかが重要なポイントとなる。以下、その点について言及する。その前にまず、グループということであるが、それは所与のものではなく、その種の集団行動を望ましいものとして個人が選擇した結果存在するのである。よって以下では個人がどの集団行動を優先するかという観点から議論を進める。

さて国内には多種多様なグループがあるが、任意のグループの任意の構成員は同時に国家というひとつのグループの構成員でもある。各グループは大なり小なり強制力を行使してその意思決定の遵守を構成員に求めている。もし個々の構成員においてその意思決定の遵守と国家の意思決定の遵守とが二者擇一の関係にあるとすれば、彼等はいずれを選択するか。それは両者の強制力の大小によって決まる。もし国家の強制力が他のグループのそれより大であれば、彼等は国家の意思決定を遵守し、逆の場合には逆が成立する。前者の場合には国家の意思決定の実現は確実となり、他のグループのそれは覺束なくなる。後者の場合にはこの逆が成立する。すると、ここで先のダウンズの文言——「国家が他のグループをして国家の意思決定に服させる——を「国家の強制力がその領域内の他のグループのそれより大である」と言い換えてみるができる。そしてその理由はなにかがここで問われているのである。

一見するとその答は明らかのようにみえる。すなわち、それは国家の意思決定の実現がなによりも優先されなくてはならぬということである。国家の意思決定とは人々がもっとも価値をおくもの、換言すると、もっとも失いたくないもの、つまり人々の生命・自由・財産の保全にあるからだ、ということである。この答は詰まるところ、一方において人々がその確保を願う価値の大小の序列をおき、他方にその確保の手段として強制力を考え、それらを大から小へと配分した序列をおき、それらを相互に対応させるものである。たしかに価値の序列と強制力の序列とを対応させることはひとつの自然な考え方である。問題は、なにがこの両者の対応関係をもたらずかである。この両者を結ぶ論理の糸を明らかにすることこそ究明すべき問題の核心である。

さて解明の手順についてであるが、まず強制力とはなにかを明らかにする必要がある。第一節で強制力の定式化を

示し、それを基礎として政治権力を考察する。第二節ではグループないし集団とはなにか、またそれが強制力を必要とするのはどのような場合かを説明する。第三節では各規模のグループの同時併存のケースを考え、その中の最大規模のグループが人々にとってもっとも価値のあるサーヴィスを提供し、かつ最大の強制力を持つべき理由を明らかにする。このグループがここでいう国家にはかならない。第四節では、この考え方をういて複数の国家や単一の世界国家の形成がそれぞれどのような条件の下で生じうるかを説明する。第五節では提示した理論の問題点とその現実への接近の一方策とを示す。

以下では、個人のみならず集団そのものも合理的行動をとるものとする。この点が本論文の性格を規範的たらしめている理由である。集団がひとつの行動主体になりうるか否かはその行動を個人が優先的に選擇するか否かによる。問題は個人が集団行動を選擇する事由を明らかにすることであって、この意味で個人の選擇行動が最も基本的となる。なお本稿では、権力と強制力、グループと集団、集団行動と共同歩調とをそれぞれ等義のタームとして用いている。

- (1) L. von Mises, *Liberalism: A Socio-Economic Exposition*, Sheed Andrews and McMeel, Inc., 1976. p. 35. (Originally published by William Volker Fund as *The Free and Prosperous Commonwealth: An Exposition of the Ideas of Classical Liberalism*, 1962.)
- (2) A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, Harper and Row, 1957, p. 23.

(一)

強制力を定義するために主体Aが主体Bを強制する場合を考えよう。この規定にあたってAがどういう手段を以てBをどのような情況に至らしめるか、そしてそのときのAの意図はどのようなものか、の三点を明確にする必要がある。

る。

人の情況の良否を左右するのは、その人のおかれた環境、すなわち与件と、その下でその人のとる行動、すなわち選択さるべき手段のふたつである。前者はその人にとって操作不可能であるのに対し、後者は操作可能である。ここで人はそのときどきの与件の下で自己の情況をできるかぎり良くしようと行動すると仮定しよう。つまりある与件の下ではある最適の手段ないし行動をとり、別の与件の下では別の最適の手段ないし行動をとる。与件と最適手段ないし行動とは一対一で対応するのである。よってAがBの一連の最適行動のうちAにとってもっとも都合のよいものを実現しようとするならば、Aはそれに対応する(Bにとっての)与件を実現させればよいのである。かくて主体Aが主体Bを強制する際にとる手段とはほかならぬBにとっての与件なのである。

ではAはBの与件を操作してBをどういふ情況に至らしめようというのか。それはBの情況を悪化させるといふことである。ウェバー⁽¹⁾によると、権力とは相手の意向に抗して自己の意思を貫徹しうる確率である。ここに相手の意向に抗して(*Gegen Widerstreben*)ということであるが、これは相手の情況を悪化せしめるからこそ相手が抵抗するのである。相手の情況を良化させるならば、相手は抵抗するはずはない。かくして与件操作によってBの情況が悪化するとは強制力を規定する上できわめて重要な要素である。

ではこのような操作をするAの意図はどのようなものか。もしこのような意図がないものとするれば、Bの情況の悪化はたまたま生じてしまったということになり、これは自然の災害によるものと異ならない。強制力を使用するといふことであってみれば、Aのかかる意図を不可欠なものとして考慮しなくてはならない。その意図を明示するにはBの与件操作がAにとって自己の情況改善の手段であると表現すればよい。

さてBの与件を操作するとき、それはAにも犠牲を払わせると考えるのが自然である。もしAがBの与件の操作をしなければ、そのための時間や労力を他の用途に振り向けることができ、その面からAの情況の改善をはかることが

できるであろう。したがってAがBの与件操作のために時間や労力を投入することは、他の面での情況の改善を断念することになる。これが与件操作にもなうAにとつての犠牲にはかならない。この犠牲は機会費用であるが、以下簡単に費用と呼ぶことにする。この費用は与件操作の度合に応じて増大する傾向がある。

かくしてAにしてみればBの与件操作は一方において自己の情況を良化させ、他方において費用という形でその情況を悪化させるから、その両者を適度にバランスさせる程度までBの与件を操作することこそAの情況を最善にする途である。

AやBの情況を示す指標として彼等の純効用をとることにする。情況の改善(悪化)をその純効用の増加(減少)であらわすのである。ここに純効用とは効用と不効用の差をいう。先述の費用は不効用で示される。かくしてAがBの与件の操作すると効用は増すが、他方不効用も増す。したがってAの情況は両者の差の純効用で表示される。

以上を要約すると、AがBを強制するということを、Aがその純効用を最大化するためにBの与件を操作し、以てBの純効用を低下せしめることと規定する。そして操作の結果Bの純効用の低下の大きさをペナルティーと称することにする。なおこの定式化の数式による表現はすでに筆者が別稿⁽²⁾において試みているので、ここでは省略する。

以上の考察を基礎として次に政治権力の規定をしよう。まず政治とは任意の目的を人々の共同歩調 (concerted action) によつて達成することと規定する。そしてその際人々に強制力を行使し以て共同歩調に駆り立てることを必要不可欠の契機と考える。ここに主体Aを任意の集団とし、主体Bを任意の個人とするならば、Aが複数のBを個々に強制して彼等に共同歩調をとらせるとき、それが政治権力の行使である。この場合、たとえばAを国家とし、Bをその国家の成員とするならば、この規定によつて国内の政治権力なるものを説明できる。またAを国家とし、Bを別の国家の個々の構成員とするとき、それを外交という。ただしこの場合、AがこのようにBに対して強制力を行使するのは、Bの政府を通じて間接的に、ということである。

この規定についていくつかの注釈をしよう。まず主体Aをなぜ個人としないのか。それは個人Aが他の数多くの個人Bの与件の操作をすることは不可能であるからだ。このことは人は知力、体力、気力の点でほぼ等しいという経験的事実によっている。一見するとこの主体Aが個人である場合もありうるようにみえる。しかし、その場合でも個人Aの背後にAを支持する人々の結託があるのである。とすれば、はじめから主体Aを集団としておく方がよいということになる。

第二は主体Bを個人に限定しているのはなぜかということである。これは問題提起との整合性から生じたものである。国家がその範囲内で最大の強制力をもつのはなぜかが問題提起であった。個人はある国家という集団に属し、またその範囲内の他の集団にも属している。問題はしたがってもし国家とその他集団の意思決定が相反するとき、いずれをその個人が優先するかというもので、その答は、国家の強制力が大（小）であれば、個人は国家（他の集団）の意思決定の遵守を優先するというものであった。国家が範囲内の集団を服従させるということを、国家が最大の強制力をもつか否かという問題にパラフレーズして議論を進めてきた。つまり問題自体を、数ある集団行動の中で、個人がどれを優先するかという個人の選擇問題として把握しているのである。換言すると、個人によって優先的にその行動が選擇されてはじめて集団は単一の主体として行動しうるのである。したがって主体Bの中に集団を含めることは、議論を当初から複雑にしてしまう。これは本稿の規定による問題解明がなされた後に取り組むべき問題である。

第三に人々に強制的に共同歩調をとらせる点について注釈を加えよう。そのために似て非なる三つの事例をとりあげる。(i)一群の人々が結託してある特定の個人に強制力を行使する。このとき一群の人々の間で結託形成のために強制力が行使される。(ii)一群の人々が自発的に結託して他の複数の個人に強制的に共同歩調をとらせる。(iii)一群の人々が自発的に結託し、特定のある個人に強制力を行使する。

(i)と(ii)は政治権力の行使であるが、(iii)はそうではない。(i)の場合、強制的な共同歩調がとられるのは一群の人々の

間だけである。(d)の場合は、一群の人々の間では強制的な共同歩調はとられないが、他の複数の個人の間でとられる。いづれも強制的な共同歩調という契機があるから政治権力である。(c) 先の規定によると政治権力とは主体Aを集団とし、主体Bを個人とするならば、Aが複数のBを個々に強制し以て彼等に共同歩調をとらせることである。ここにいう(i)は主体BがAの構成員のケースであり、(ii)は主体BがAの構成員ではない場合である。(ii)はどこにも強制的な共同歩調の契機がないから政治権力ではない。

ところで以下において政治権力というとき、主体Bが集団Aの任意の個々の構成員であるケースのみを念頭におくことにする。これはわれわれの問題提起が国家内政治に視野を限定しているからである。すなわち国家という集団の強制力がその領域内のどの集団のそれよりも大であるのはなぜかというのがここでの問題である。したがって、Aを国家、Bをその任意の構成員、またAを国家内の国家以外の任意の集団、Bをその任意の構成員として議論を進めればよいのである。

(1) M. Weber, Grundriss Der Sozialökonomik III Abteilung, Tübingen 1947. Verlag von J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), S. 28.

(2) 拙稿「規範政治学の基礎」『慶應義塾創立百二十五年記念論文集』(法学部政治学関係)所収(一九八三、一九〇—一九二頁。二〇七一—二〇九頁)。

(3) 拙稿「政治学に対する経済学的アプローチ」堀江・花井編著『政治学の方法とアプローチ』学陽書房(一九八四)、九八—九九頁を参照。

(一)

本節では政治権力の行使が正当化されるのはどういう場合かを論ずる。前節の末尾で言及したことであるが、本節

では集団内の政治権力行使のみに議論を限定する。すなわち集団がひとつの主体としてその内部の任意の構成員の与件を操作し以てその純効用の水準を低下せしめるケースだけを考察の対象とする。

さて集団の構成員の純効用を一時的に低下させることが正当化されるのは、それによってその低下を補って余りある純効用の増加が次のラウンドでもたらされる場合であり、さらに、それにもかかわらず個々の構成員に、自らすすんで一時的な純効用の低下を甘受する誘因がない場合である。それはソーシャル・ディレンマと呼ばれ、俗にいう総論賛成・各論反対が横行するケースである。

まずソーシャル・ディレンマの説明をする。

(i)任意のプロジェクトについて、それが「ないよりもあった方がよい」と考える人間が n 人であるとすると、その人々を n 人からなる集団(グループ)とよぶ。ただし、そのプロジェクトの実現にはなにかの費用をとまなうが、その費用を払っても、なお「ないよりも、あった方がよい」と n 人が判断するとする。これは総論賛成である。

(ii)そのプロジェクトはいったん実現すると、その費用を払わない人(非協力者)も払った人(協力者)と同じように利益を享受できるとする。問題は各人が自分が費用を払うか否かによってプロジェクトの実現がどうなるかである。ここでは自分の去就によってプロジェクトの実現は左右されないと人々が考えたとする。すると人々は心中でこう思うであろう。「他の人々が費用を払いさえすれば、自分ひとり払わなくても利益を享受できる」と。また「かりに自分が費用を払っても他の人々が費用を払わないならばプロジェクトは実現せず、自分の労力は無駄になる」と。かくして各人は費用を払わないで、フリー・ライダーになろうとする。これは各論反対である。そして結局プロジェクトは実現されずに終る。

以上を式で示そう。任意の個々の構成員(以下、構成員はすべての面で同一と仮定)について、このプロジェクトの実現に協力するときの純効用を c で示す。ここに純効用とは効用から不効用を引いた残差をいう。利益を効用、費用を

不効用で表示するのである。他方、構成員が非協力であるときの彼の純効用を d であらわす。 c と d とは各人が自分を除く m 人の協力者がいると予想すると、その関数として示される。つまり $c(m+1)$ 、 $d(m)$ の如くである。(i)の総論賛成は下記の(1)、(ii)の各論反対は(2)で示される。

$$c(m) > d(0) \quad n \geq 2 \quad (1)$$

$$c(m+1) \wedge d(m) \quad 0 \leq m \leq n-1 \quad (2)$$

(1)(2)がすべての個々の構成員について成り立つとき、それをソーシャル・ディレンマ⁽¹⁾という。(1)をみたす $c(m)$ をわれわれは共通利益 (a common interest) といおう。つまりプロジェクトの実現は共通の利益である。そして共通の利益を潜在的にもつ人々の集合をグループないし集団⁽²⁾というのである。(2)が成立する構成員をフリー・ライダー⁽³⁾といおう。もし(2)の不等号が逆であるならば、すべての成員は協力者となるから、共通の利益は自動的に達成される。なお c と d とは m に関する増加関数であるとしよう。つまり、

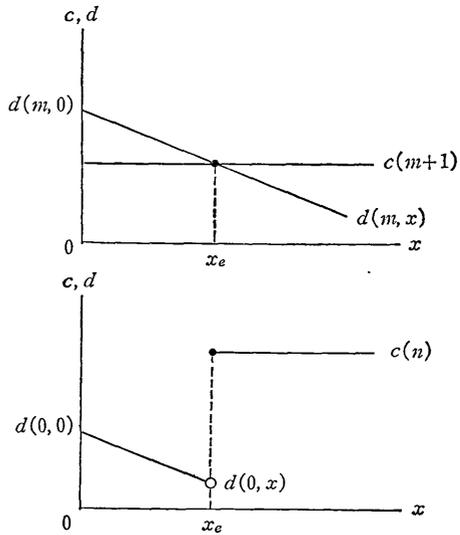
$$c(m) \wedge c(m+1)$$

$$d(m) \wedge d(m+1)$$

である。

この共通の利益を実現するにはどうしたらよいか。それには各成員をして強制的に協力させることである。つまり(2)式の不等号の向きを逆転させるように各人の与件を操作することである。操作するのはひとつの主体としての集団全体である。

このことを記号で表示してみよう。⁽³⁾いま個々の成員の非協力のときの純効用 d は与件が操作される程度に応じて低下するとしよう。与件を X とし、その操作の程度を非負の α の値、つまり α の値が非負の領域で大になればなるほど操作の程度が大であるとするのである。すなわち



第 1 図

$$d = d(m, x), \quad \partial d / \partial x < 0, \quad x \geq 0$$

である。するとノーシタル・ディレンマは

$$c(n) > d(0, x), \quad n \in N \quad (3)$$

$$c(m+1) \wedge d(m, x), \quad 0 \leq m \leq n-1 \quad (4)$$

が同時に成立すること示される。よって共通の利益を実現するには(4)が成立しないようにXを操作すればよい。すなわち、

$$c(m+1) \geq d(m, x) \quad (4')$$

が成立するようにすればよい。いま任意の m に対して $c(m+1) \geq d(m, x)$ ならしめる x の値を x_e とするならば、この x_e 以上に x の値を定めることである。こうするならば、フリー・ライダーはなくなり、共通利益は実現するのである。図解をしよう。

第1図の上部は(4)と(4')式、下部は(3)式の図解である。まず x の値が x_e 以上であるならば、 $c(m+1) \geq d(m, x)$ が成立する。これはすべての構成員が協力することを意味するから、その結果共通利益は実現し、一人あたり $c(m)$ の純効用を得る。また x が x_e 未満の値をとるならば、 $c(m+1) \wedge d(m, x)$ が成立するから、すべての構成員はフリー・ライダーをきめ込む。その結果共通利益は実現せず、一人あたりの純効用は $d(0, x)$ になる。このように上の図と下の図は対応している。上図は個々の構成員の行動を示す。その行動がすべての構成員について合成化された結果を一人あたりの純効用で示したのが下図である。換言すれば、下図は集団全体の純効用を一人あたりの表示におしたものである。

では各成員の与件を操作するのは誰れか。先述の如く、それは集団そのものである。集団はどのようにして操作の程度 x の値をきめるのか。まず集団全体の純効用 A は各構成員の n 倍であるから、

$$A(x) = \begin{cases} ne(n) & x \cong x_1 \\ nd(0, x) & 0 \leq x < x_1 \end{cases}$$

で示される。与件 X を x の程度だけ操作するとき構成員一人あたりにかかる費用 e は x に正比例するとすれば、集団全体の費用 E は

$$E(x) = n \cdot e(x), \quad e(0) = 0, \quad e'(x) > 0, \quad e''(x) = 0$$

で表示される。そこで集団は純効用と費用の差を最大にするように x の値をきめると想定しよう。⁽⁴⁾ すなわち、

$$\text{Max}_x [A(x) - E(x)]$$

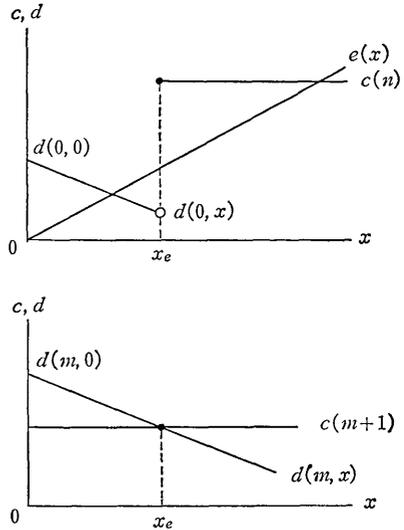
である。その解を x^* とするならば、それが集団の厚生を最大にする与件操作の程度である。集団全体の行動は以上の説明から明らかのように成員一人あたりのタムですべて表わせる。集団全体の純効用 A を一人あたりのそれ、 a で表示すれば、

$$a(x) = \begin{cases} e(n) & x \cong x_1 \\ d(0, x) & 0 \leq x < x_1 \end{cases}$$

であり、集団全体の行動は

$$\text{Max}_x [a(x) - e(x)]$$

であり、解 x^* の値も変わらない。説明の便宜上以下このように一人あたりのタムを用いることにする。第2図の上図は集団全体の行動を示す。



第 2 図

第 2 図の上図より明らかかなように

$$c(n) - e(x_e) \parallel d(0,0) \longrightarrow x^* \parallel x_e$$

$$c(n) - e(x_e) \wedge d(0,0) \longrightarrow x^* \parallel 0$$

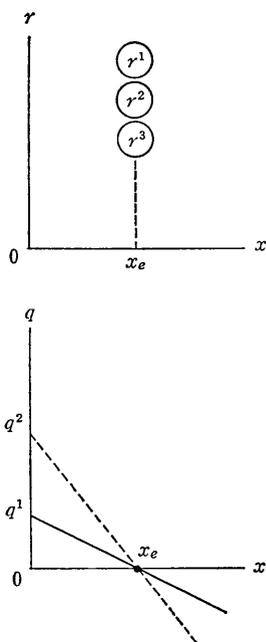
となる。さて x^* が x_e に等しいとすると第 2 図の下図の示すように各構成員のペナルティーは $d(m,0) - c(m+1)$ である。(5) これはもし x がゼロ、つまり与件の操作がないならば $d(m,0)$ の純効用が得られたはずなのに、実際の与件の操作が x_e までなされたので純効用は $d(m, x_e) \parallel c(m+1)$ まで低下したということである。 x^* がゼロであれば当然ペナルティーはゼロである。

以上を要するに、 $c(n)$ と $d(0,0)$ の差が少ない。つまり共通利益に対する成員の欲求の度合が小さいならば、また与件操作の費用の増加の程度つまり限界費用が大であれば、それだけ共通利益の実現は困難となる。

なお B が A の構成員ではないとする場合、政治権力の行使は正当化されるかという問が残るが、それについては、B の長期的利益の確保のためであれば政治権力の行使が正当化されるようにみえる。いわゆるバターナリズムがそれである。これは B が十分な判断力をもたない未成年者の場合にあてはまる。しかし B も A の構成員と同様の判断力をそなえているのであれば、その権力行使は正当化されないであろう。

(1) R. M. Dawes, "Formal Models of Dilemmas in Social Decision Making," in Human Judgement and Decision Processes, eds., by Kaplan, M. F. and Schwartz, S.: Academic Press, 1975, p. 89.

(2) M. Olson, Jr., The Logic of Collective Action: Cambridge, Harvard University Press, revised edition, 1971, p. 8.



第 3 図

である。ここに各プロジェクトはひとつずつであつて、そのリターンの分布は第3図の上図にあるように一様に分布しているとしよう。プロジェクトがはもつともリターンの高い種類のもの、つまり人々がもつとも価値があるとする共通利益のプロジェクトである。通常それは生命、自由、財産

- (3) 拙稿“Towards A Normative Political Theory,” Public Choice Studies, No. 8, 1986, pp. 44-45. この部分は負うてゐる。
- (4) かかる想定をとることが、この分析を規範的 (normative) にならしめてゐる。
- (5) 個人は協力、非協力の如何にかかわらず与件操作の費用を負担する。よつて個人の経済計算は $c_i(m_i)$ と $d_i(m_i)$ の大小関係のみでなされる。

(三)

前節では共通利益が実現するためには、 $c_i(m_i) - d_i(x_i) \geq 0$ でなくてはならないことを説明した。この条件は $c_i(n_i) - d_i(0, 0) \geq 0$ と同値であり、以後この式を用いることにする。この式の左辺を便宜上リターン (return) とよぶ。いま同じ与件操作 x_i の下で共通利益をもたらさしめる多くの種類のプロジェクトがあるとし、第 i 番目、あるいは第 j 種類のそれを p_j 、そのリターンを r_j とする。つまり $r_1(n_1) \geq r_2(n_2) \geq r_3(n_3) \geq \dots$ としても、しかも各プロジェクトのリターンの大きさは番号順としよう。つまり

$$r_1(n_1) > r_2(n_2) > r_3(n_3) > \dots$$

を保全するサーヴィス——国防・警察——のそれである。p²はたとえば、公害防止のそれ、p³は消防のそれ、という具合である。

さて同一のx_iの下で多くの種類のプロジェクトが実現するということは、その実現のためのベンルティーが各種のプロジェクト毎に異なるということである。しかもベンルティーの大小の順序はリターンの大小の順に対応するという必然性はない。プロジェクトpⁱのベンルティーをqⁱ(q¹ ≡ p¹(m, 0) - c¹(m+1))とすると、第3図下図に示すようにその順序はリターンの大小の順序に対応しない。この点は後に触れる。

ここでプロジェクトのサーヴィスの及ぶ集団の規模nを大きくしてみよう。すると経験的にいってフリー・ライダーが生じやすくなる。その理由についてはオルソンやメシッ⁽¹⁾がすでに解明しているところである。われわれはこの経験的事実と整合的な理論を構築しようと思う。そのために集団規模nが大きくなるにつれてc¹(m+1)もp¹(m, x)もともに増加するが、後者の増加の幅が前者のそれよりも大であると仮定する。するとnが大きくなるにつれてp¹(m, x) - c¹(m+1)が大きくなり、したがって、これをゼロならしめるxの値x_nは大きくなる。つまり共通利益の実現に必要な最小限の与件操作の程度は大きくなる。いま集団規模をn₁(j=1, 2, 3, …)とし、それらの間に

$$n_1 \subset n_2 \subset n_3 \subset n_4 \subset \dots$$

の関係があるとする。ここに

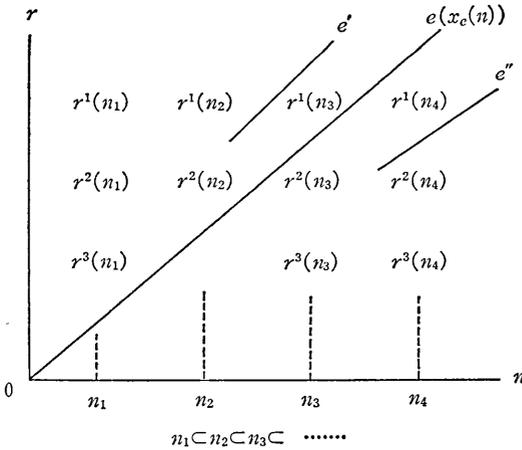
$$x_n^j \equiv x_n(n_j)$$

とすると、

$$x_{n_1}^1 \wedge x_{n_2}^2 \wedge x_{n_3}^3 \wedge \dots$$

が成り立つ。

ここでx_n^j(x_nⁱ)をそのサーヴィスの及ぶ集団規模がn_jのときの、第i種類のプロジェクトと称し、そのプロシエク



第 4 図

トのリターンとペナルティーとをそれぞれ $r^1(n)$, $r^2(n)$, $r^3(n)$ で示そう。さて横軸にプロジェクトのサーヴィスの及ぶ集団の規模、縦軸にリターンの大きさをとると、第 4 図が得られる。たとえば第一行目にはプロジェクト p^1 、つまり国防・警察のサーヴィスのリターンが集団の各規模別に示されている。次の行にはプロジェクト p^2 、すなわち公害防止のサーヴィスが同じく集団の規模別に記されている。以下同様である。

他方、与件を操作する費用 e は x_c の増加関数であり、また x_c は n の増加関数であるから e は n の増加関数である。単純化のため e は n に正比例するものとして描かれている。

さて e 直線より上の部分にそのリターンがあるプロジェクトは前節で論じたように実現する。 p^1 のプロジェクトについていうと集団規模 n_3 のみを実現する。換言するとプロジェクト p^1 のサーヴィスが及ぶ最適規模は n_3 である。そしてこれを実現するには x_c^3 の与件操作が必要である。さて、このプロジェクト $e_1(n)$, $e_2(n)$, $e_3(n)$ が n_3 , n_2 , n_1 の領域すべてをカバーする。つまり $e_1(n)$, $e_2(n)$, $e_3(n)$ のプロジェクトは選擇の結果淘汰されてしまうのである。よって n_3 以下の領域では p^1 のプロジェクトに関する限り強制力 x_c^3 だけが適用されるのである。換言すればプロジェクト p^1 については一単位のプロジェクで十分であるということである。

同様のことがプロジェクト p^2 についてもいえる。この場合そのサーヴィスの及ぶ最適規模は n_2 である。つまり $e_2(n)$ のタイプのプロジェクトが最適であるということである。このタイプのプロジェ

クトを実現するには、 n_2 だけの強制力が必要である。問題は、このタイプのプロジェクトは何単位必要かということである。領域 n_3 をカバーするのであれば、当然複数の単位が必要であることは申すまでもない。ともあれ領域 n_3 においても n_2 、 n_1 においてもこのプロジェクト実現のために必要な最小限の強制力は x_2 である。以下同様である。

そこで、たとえば集団規模が n_1 の列についてみると、ここでは各種プロジェクト $p^1(n_1)$ 、 $p^2(n_2)$ 、 $p^3(n_3)$ のサービスのみが提供されることになる。それぞれを実現するには x_3 、 x_2 、 x_1 の強制力が適用されねばならない。その大小は先述のように

$$x_1 \wedge x_2 \wedge x_3$$

である。各種プロジェクトの実現には、その緊急度というか価値の大きさ（ r の大きさで示している）の順に応じた与件操作の程度が論理上、大から小へと変化しなくてはならない。この命題は他の集団規模についても同様に真である。つまり任意の集団規模について生命、自由、財産の保全のための国防・警察等のサービスのプロジェクト p^i の実現のためには最大の与件操作、つまり最大の強制力 x_3 を附与し、次に重要な公害防止のサービスのプロジェクト実現のためには次に大なる強制力 x_2 を附与する。以下同様である。

以上の議論を土台として、ここで改めて国家とは人々がもつとも価値あるものとしているサービス確保のための最適規模の集団であると規定しよう。具体的にはこのサーヴィスは秩序維持のためのそれ——国防・警察等のそれ——であり、その確保のための最適規模の集団が n_3 であるから、この n_3 こそ国家である。国家の領域が n_3 なのである。そしてこの国家という集団が揮う強制力 x_3 こそその領域内にある他のいかなる集団の揮う強制力 x_2 、 x_1 よりも大であることが論証できたのである。なお領域内の集団—— n_1 、 n_2 の規模の集団——は複数存在しうることは以上の議論より明らかである。

われわれは国家の領域において国家の意思決定と他の集団のそれとが対立するとき国家がその意思決定を貫徹でき

るのはなぜかを問題とした。このことの意味は国家のもたらす共通利益実現のための意思決定と他の集団のそれとが、その集団の任意の構成員において二者擇一の関係にあるとき、その構成員が国家の意思決定に服するのはなぜかということである。その答は、決定事項の遵守を怠らないように構成員に行使されている強制力は国家の方が大であるからだというものである。その理由は、国家の提供している共通利益は他の集団のもたらすそれよりも緊急度が高いということである。つまり共通利益を緊急度の高い順に実現するには、その順序に対応してその確保のための強制力が大から小へと順に配分されなくてはならないということである。しかし、この両者の対応関係をもたらすメカニズムは一体なにかが問題であった。われわれは両者の間に集団の規模という媒介項を設定し、それによってこの間に對する一貫した説明を提示できたのである。

(一) M. Olson, Jr., op. cit., pp. 43-52. D. M. Messick, "To join or Not to join: An Approach to the Unionization Decision," *Organizational Behavior and Human Performance*, Aug., 1973, pp. 145-156. 44次參照 〇 〇 〇 Daves, op. cit., pp. 100-102.

(二) $c^i = c^i(m+1; n)$, $d^i = d^i(m, x; n)$, $\partial d^i / \partial n > \partial c^i / \partial n > 0$, とする。任意の $m \in \{0, 1, \dots, m\}$, $c^i(m+1; n) = d^i(m, x; n)$ ($0 \leq m \leq n-1$) をみたす x を x_0 とすれば、 $x_0 = x_0(m)$ である。これより $dx_0/dm = (\partial c^i / \partial n - \partial d^i / \partial n) / (\partial d^i / \partial x_0) > 0$.

(四)

本節では強制力行使の費用が変化したときの効果を考察する。いま第4図の e 直線が左上方にシフトして e^1 の位置にあるとすればどうか。このときには国防・警察のサーヴィスについては、その及ぶところの領域は n_2 である。よって国家の規模は n_2 となる。かくして与件操作の度合は前の規模よりも小ではあるが、他のプロジェクト実現のためのそれよりも大であることは変わらない。つまり国家の強制力は、その領域ではやはり最大である。

いま n_1 を全地球の人々の数とし、強制力行使の費用直線が第4図の e' に位置するとすれば、同じロジックによって、ここに世界国家が成立することになる。換言すれば強制力行使の費用直線が e の位置にあるということは世界国家を単位とする秩序維持が余りにも犠牲が大き、つまり割の合わないものであることを示す。このように国家の規模は都市でも、もっと広い地域でも可能であって、それは e 直線のあり方によって定まるのである。

では e 直線のあり方を決める要因はなにか。そもそも e 直線とは人々の与件 X を操作するときの機会費用である。これは X の操作にあてられる資源を、もしかりに他の用途に投じたとするならば得られたであろう効用のうちの最大ものを指す。このことは、資源を X の操作にあてるときに得られる効用と他の用途にあてたときに得られる効用の比較を示している。いま、なんらかの事情で前者の効用に比し後者の効用が大（小）となるならば、この直線 e は左上方（右下方）へ移動する。

問題は、なにが前者に比し後者を大ならしめたり小ならしめたりすることである。いま他国に征服される懸念が大となるとすると、このことは前者に比し後者が小さくなることであるから e 直線は右下方に移動する。かくて国家の最適規模は大きくなる。他国に征服される懸念が薄れ、それにもない今までの「身内」に対する反感が増すと、そのことは前者に比し後者が大きくなることであるから e 直線は左上方に移動し、ここに小規模の国家の独立がなされる。わが国の明治維新の国家統合や戦後のヨーロッパ諸国のECへの統合は前者の例であり、戦後のインドの独立、さらにそのインドとパキスタンへの分離独立、さらにパキスタンからのバングラディシユの独立は後者の事例である。

米ソが相對峙する現状では世界国家という可笑い話にしかすぎない。しかし、全地球的規模での環境破壊の進展——オゾン層の破壊、酸性雨、温室効果——の阻止は地球全体の人々の共通利益であって、その確保が人々の至上目的となると、それは世界国家成立への要請を一段と強めるであろう。いづれにせよ、これらはすべて e 直線のシフ

トとして表現されるのである。

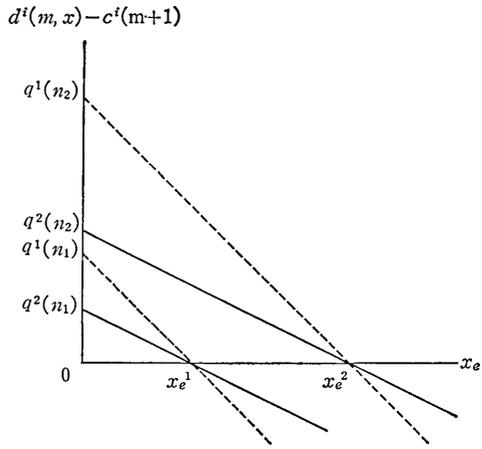
いま世界に数多くの国々があつて、その人口の規模も様々である。この差異をどう説明するか。われわれの説明では、すべての地域の人々が同一の e 直線をもつという仮定を措いていた。これを緩めて異なった地域の人々は異なった e 直線——異なった勾配の——をもつとしよう。たとえば A の地域の人々は揃つて勾配のきつい (e' 直線) をもつが、 B 地域の人々は揃つて勾配のゆるい直線 (e) をもつとする。これは各地域の地政的、文化的要因の差異によるものである。すると、第4図の説明から A と B とでは異なる規模の国家が形成されることになる。これが解答である。

世界史は各地域の人々の分離独立や統合の歴史であつて、しかもそれらの動きは必ず国家という形態をとる。分離独立とは以前より小規模の国家の形成であり、統合とは以前より広い地域を単位とする国家の形成である。このように人々が抛り所とする国家という組織体はどのような特質をもち、そしてそれはいかなる理由によるのか。

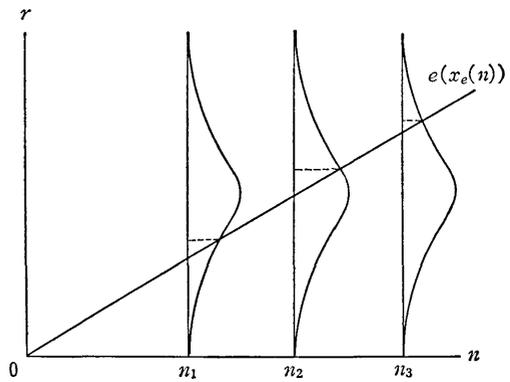
いままでの議論からすれば、この間に不完全ながらも答えることができる。すなわち複数の存在を前提とするかぎり、国家とは人々が至上目的とする共通利益(たとえば生命、自由、財産の保全)の確保のための武装集団であり、それらは相互に潜在的に対立するものである、と。また人々の間に対立が国家をもたらすのであつて、国家があるから人々が対立するものではない、と。

(五)

以上の分析では与件操作の程度の大小を強制力行使の程度の大小とみなしてきた。ただ問題は、与件操作の程度の大小がそのままペナルティーの大小になるとは限らないということである。第5図に示されるようであれば、与件操



第 5 図



第 6 図

作が x_e^1 から x_e^2 へと増加すると、プロジェクトの種類の違いにもかかわらずペナルティーもそれに応じて大きくなる。たとえば $\rho_1(\omega_1)$ (ω_1) の方が $\rho_2(\omega_2)$ (ω_2) よりも大きくなるという具合である。

しかし $\rho_1(\omega_1)$ が $\rho_2(\omega_2)$ よりも大きい——これを逆転現象といおう——可能性もある。そのようなときには与件操作が大きくてもプロジェクトの種類が異なれば、ペナルティーが却って小さくなるのである。もちろん同一種類のプロジェクトについては与件操作の大小がそのままペナルティーの大小に対応することは先述のとおりである。かくして強制力の大きさをペナルティーの大小に対応させるには、ここでいう「逆転現象」が存在しないことを想定しなくてはならない。

またわれわれのモデルでは各種類のプロジェクトのリターンは集団の規模別にみると一様分布をなしていると仮定してきた。しかし現実はこのとは異なり、正規分布をなしていると考えた方がもっともらしい。これは第6図（中澤敏明氏の教示による）の如きものであろう。もとより各分布はその位置が n の大きさによって多少シフトしている場合もありうる。ともあれ、第6図の場合にはマージナルとなるプロジェクトは各集団の規模についてみると複数になる。この点を除けば一様分布について成立したのと同様の命題がこの場合にも成立するのである。

結 論

以下これまでの議論の大筋を個条書に示して結論とする。

(一) 政治とは任意の目的を共同歩調によって達成することと規定する。ただしその際人々に強制力を行使し以て共同歩調に駆り立てることを必要不可欠の契機とする。ここに強制力ということであるが、主体Aが主体Bを強制することを、Aが自己の状態を良化することを目的としてBの与件を操作し以てBの状態を悪化させることと規定する。Aを集団、Bを任意の個人とし、Aが複数のBを個々に強制して共同歩調に駆り立てるとき、それを政治権力という。本稿ではBをAの構成員とする場合に議論を限定した。

利益を潜在的に共有する人々を集団ないしグループといい、その共通利益が集団の構成員のフリー・ライドによって実現しない場合をソーシヤル・ディレンマという。かかる場合、共通利益を実現するには集団がその各構成員に強制的にフリー・ライドを止めさせる必要がある。すなわち集団そのものが意図してその各構成員の与件を操作してフリー・ライドが割りに合わないようにならなければならない。

しかし、与件の操作には機会費用がかかるから、それを補なって余りある価値がある場合にのみ強制力は行使され、

ここにはじめて共通利益は実現される。このように政治権力の行使が正当化されるのは、それがソーシャル・ディレンマからの脱却に用いられる場合であり、またその場合に限られる。

(二) いま多くの、異種のプロジェクトがあり、それらは同じ与件操作の程度の下で共通利益をもたらすとす。それらを価値の高い順——リターンの高い順——に上から下へと並べてみる。すると、これらのうち強制力行使の費用をカバーするプロジェクトのみが実現される。

(三) ここでプロジェクトのサーヴィスの及ぶ集団の規模を考える。たとえば国防・警察のサーヴィスについていうと、小さい集団規模(たとえば州)の下でも大きい集団規模(たとえば国)の下でもそれに対応したその種のプロジェクトがあるとす。ここに後者が成り立てば、前者は不要である。これと同じことが別種のサーヴィスについてもあてはまるとす。横軸に集団規模を、縦軸にリターンの大きさをそれぞれにとるとすれば、そこに各プロジェクトのリターンの行列ができる。

(四) 他方、プロジェクトを実現する必要最小限の強制力行使の程度は、集団の規模が大きくなるにつれて増大するから、そのための費用も大きくなる。これを単純化して右上りの e 直線と称したが、この直線より(その直線を含んだ)上部にそのリターンが位置するプロジェクトのみが実現することになる。

(五) その e 直線に沿うて右上りに並んでいるプロジェクトをマーシナルなそれと称すると、それらに関する限りそのサーヴィスの及ぶ集団規模が大きいほど、プロジェクトのリターン(=価値)が大きく、また同時にその実現に要する最小限の強制力行使の程度も大である。

(六) 任意のマーシナルなプロジェクトの同じ行の左側には同一種類の、したがって同じ大きさのリターンのプロジェクト——インタラ・マーシナルなそれ——が左に行くにつれ規模が小さくなる形で並んでいる。ところが同一種類のプロジェクトに関する限り、マーシナルなプロジェクトのみが実現し、他は淘汰されるから、このマーシナルなプロ

プロジェクト実現のための強制力のみがあらゆる集団規模について成立する。つまり実現するプロジェクトについていうと、同一の行に位置するプロジェクトの実現には同一程度の強制力行使が適用される。

(七)このことを縦にみてみると、つまり任意の集団規模の列についてみると、上から下へと価値の高い順に異種類のプロジェクトが並んでいるから、それに対応してその実現のための強制力行使の程度がプロジェクトの種類毎に大から小へと順に附与されているということになる。かくてここに価値の高いプロジェクトほど、その実現に要する強制力は大きくなってはならないという命題が論証された。

(八)本来、国家とは人々にとってもっとも価値のある共通利益——それは何であつてもよいが——の実現のために、その成員に対し強制力をふるって共同歩調をとらせる集団をいう。その共通利益とは通常は人々の生命、自由、財産の保全、つまりいうところの秩序維持のサーヴィスである。これの提供が国家の第一義の任務であるから、以上の議論より国家はその領域の他のいかなる集団よりも大きな強制力を必然的に保持しなくてはならないことになる。

(九)国家は人々にとってもっとも価値のある共通利益を提供する以上、また最大規模の集団でもあることが論証された。しかしここにいう最大規模とは強制力行使の機会費用のあり方——直線の位置のあり方と相対的である。つまり機会費用のあり方が変化すると国家の規模自体が変化する。強制力行使の限界費用が小さい(Ⅱ)直線の傾きが小さい(Ⅰ)ときは世界国家が出現し、その限界費用が大きくなる(Ⅱ)直線の傾きが大きい(Ⅰ)ときは複数の国家が形成される。さらに限界費用が上昇して、その極限に至ると、そこには最小限の集団——家族そのものが国家となる最大数の国家が形成される。これがホッブスのいう「万人の万人に対する闘争状態」⁽¹⁾である。

(一) G. J. Schochet, "Thomas Hobbes on the Family and the State of Nature," *Political Science Quarterly*, Vol. 82, No. 3, Sept. 1967, pp. 439-442.

附記・拙稿「規範政治学の基礎——ソーシャル・ディレンマとインテンシティ」、『慶應義塾創立百二十五年記念論文集』（法学部政治学関係）所収（一九八三）に対して本塾経済学部助教授中澤敏明氏は懇切なコメントを寄せられた。本稿はその助言を生かすべく幾度かの試行錯誤をへて漸くにして成ったものである。この友人の先の助言がなかったならば、本稿は現在のような形をとらなかつたことは確かである。ここに記して心からなる謝意を表わす次第である。もとよりありうべき誤謬はすべて筆者の責任である。